

「生活介護事業所 みゆき広場 重要事項説明書」

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて
 当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 歓びの園
所在地	広島県福山市御幸町大字下岩成248-1
電話番号	TEL : 084 - 955 - 2081 FAX : 084 - 955 - 2089
代表者氏名	理事長 生藤章洋
設立年月	平成6年12月16日

2. 利用施設

事業所の種類	生活介護事業所 平成21年11月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	みゆき広場 (3411500444)
事業所の所在地	広島県福山市御幸町大字下岩成248-1
連絡先	TEL : 084-955-2081 FAX : 084-955-2089
管理者	秦 昌志 (サービス管理責任者兼務)
サービス管理責任者	秦 昌志 (管理者兼務)
サービスの実施地域	福山市
主たる対象者	知的障害者
定員	30名
開設年月日	平成7年8月1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他 の便宜を適切かつ効果的に 行います。
運営方針	①どんな障害を抱える者も創作的活動と生産活動を主たる活動として 集団づくりやからだづくりに取り組み、ひとりひとりの豊かな 生活と発達をめざします。みんなの「みゆき広場」になるよう地域に開 かれた施設を目指し、成人期障害者の福祉向上のため、地域の皆さん と共に歩んでいきます。 ②事業の実施にあたっては、前項のほか、関係法令等を遵守します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たてもの 建物	こう 構 の 延べ床面積	てっこつひらやだて 鉄骨平家建 587.64 m ² もくぞうひらやだて 木造平家建 135.39 m ² てっこつひらやだて 鉄骨平家建 84.64 m ²
しき 敷 ち 地 めん 面 せき 積		2370.1 m ²

(2) 主な設備

	へやかず 部屋数	び 備 こう 考
しよく 食 どう 堂	1室	97.93 m ² (ゆかだんぼう 床暖房)
さぎようしつ 作業室	1室	130.50 m ² (ゆかだんぼう 床暖房)
いむしつ 医務室	1室	10.41 m ²
そうだんしつ 相談室	1室	11.02 m ²
せいようしつ 静養室	1室	20.90 m ²
ちゆう 厨 ぼう 房	1室	29.16 m ²
たもくてきしつ 多目的室 (旧館) きゆうかん	1室	59.623 m ²
さぎようしつ 作業室 (旧館) きゆうかん	1室	19.874 m ²
さぎようばう 作業場棟 (新館) しんかん	1室	84.64 m ²

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、別紙1のとおり各職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系 (*別紙1参照)

(イ) 営業日と営業時間

営業日：祝祭日を除く月曜日～金曜日及びその他法人の定める日

営業時間：8：20～17：20まで (通常日課) / 8：20～15：20まで (土曜日課)

* 行事等に変更になる場合がございます。

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよび 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
かい 介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。

事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	希望により送迎車両による送迎を行います。
創作的活動の機会の提供	創作的活動の機会を提供します。 ① 創作（絵画、立体作品、陶芸、張り絵等） ② 手作り（雑巾、ポーチ、ビーズ製品）
生産活動の機会の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ① 牛乳パック再生紙製品製造等の和紙作り作業 ② アルミ缶等のリサイクル作業 ③ 雑巾、ポーチ、ビーズ製品作り等の手作り作業 ④ 野菜作り等のガーデニング作業 ⑤ 絵画展示等の創作作業草取り・清掃・洗車等の生活作業 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。（工賃規定による）

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 11:45 ※低所得者の軽減措置適用の場合230円/1食	530円/1食 ※原材料費相当額 (特別食は実費)
創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに 係る費用をいただきます。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代	1枚10円

(3) 利用者の選択により提供するサービス内容

特別な食事	実費
その他	指定外医療機関への薬受取、施設外での買物代行などその他のサービスについては実費をいただきます。

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の3日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（食費の実費相当額）1日あたり	230円
-----------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）（4）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 指定口座への振込み（*振込手数料は利用者様がお負担ください。）

② 金融機関口座からの自動口座振替

ご利用できる金融機関：広島銀行・もみじ銀行・広島信用金庫・呉信用金庫・しまなみ信用金庫・大竹信用金庫・広島みどり信用金庫・広島市信用組合・広島県信用組合・信用組合
ひろしましんぎん 広島商銀 ・ 両備信用組合 ・ 備後信用組合 ・ 中国労働金庫
ひろしまけんしんぎん 広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同・全国郵便局（*引落手数料は施設が負担します。）

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録を適切に管理し、利用者から閲覧や複写を求められた場合には、必要と認められる場合に開示します。また、記録については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行います。但し、サービス

提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (3) 事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 秦 昌志 ・責任者 生藤 章洋 ・ご利用時間 8：20～17：20 ・電話番号 084-955-2081 FAX 084-955-2089 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 	
第三者委員	池田勝輔	電話番号 090-3171-9548 法人評議員
	元屋佳之	電話番号 090-2297-8435 ジョイワークすばる 管理者

ふくやましやくしよ 福山市役所 しやうがいふくしつか 障がい福祉課	・所在地：〒720-8501 広島県福山市東桜町3-5 ・電話番号：084-928-1261 ・FAX：084-928-1730
ひろしまけんしやかいふくしきやうぎかい 広島県社会福祉協議会 ひろしまけんふくし (広島県福祉サービ うんえいてきせい 運営適正化 いいんかい 委員会)	・所在地：〒732-0816 広島県南区比治山本町12-2 ・電話番号：082-254-3419 ・FAX：082-569-6160

12. きやうりよくいりやうきかん
 協力医療機関
 (1)

いりやうきかん 医療機関の名称	ひらいげかいちやうかいいん 平井外科胃腸科医院
いんちやうめい 医院長名	ひらいやすあき 平井泰明
しよざいち 所在地	〒720-0002 ふくやましみゆきちやうしもいわなり 福山市御幸町下岩成649-5
でんわばんごう 電話番号	TEL：084-955-5550

13. ひじやうさいがいじたいさく
 非常災害時の対策

ひじやうじたいお 非常時の対応	べつとさだしやうぼうけいかくしよたいお 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
へいじくうれん 平時の訓練	べつとさだしやうぼうけいかくしよのつとねんかいひなんぼうさいくうれん ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、 りやうしやかたさんかじつし 利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 (その他、拡声器・携帯ラジオ・救命胴衣・ロープ・懐中電灯・飲料水・ 毛布・タオル等)
しやうぼうけいかく 消防計画	しやうぼうしよとどけでびへいせいねんがつ 消防署への届出日：平成21年4月 ぼうかかんりしよかわむらてるゆき 防火管理者：河村晃行
ほけんかにゆう 保険加入	じこさいがいそなそんがいばいしやうほけんかにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 かにゆうほけんがいしやめいAIGそんがいほけんかぶしきがいしや 加入保険会社名：AIG損害保険株式会社 かにゆうほけんないやうばいしやうせまにんほけん 加入保険内容：賠償責任保険

14. とうじぎやうしよごりやうさいりゆういじこう
 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

きつえん 喫煙	しまちないきんえん 敷地内禁煙です。
------------	-----------------------

<p>きちようひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちようひん、りようしゃのせきにんにおいてかんりしていただきます。じこかんりのできないりようしゃにつきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>しゆうきようかつどう せいじ 宗教活動・政治活動、営利活動</p>	<p>りようしゃのしそ、しんこうはじゆうですが、たりのりようしゃ、じぎようしゃおよびサービス提供職員に対するしゆうきようかつどう、せいじかつどうおよびえいりかつどうはご遠慮ください。</p>
<p>そんがいばいしょう 損害賠償</p>	<p>りようしゃは、こいまたかしのつによって施設のせつびおよびびひんにそんがいをあたえ、またはむだんびひんけいじようへんけいしたときは、そのそんがいをべんしょうし、またはげんじようかいふくするせきをあおっていただきます。まさかに備えて損害賠償保険にこかにゆうください。</p>

15. りようりようきんについてのほそくせつめい (*別紙2参照)

16. つきりようしゃふたんじようげん (*別紙2参照)

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス生活介護事業所みゆき広場のサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業所名: みゆき広場

説明者職名:

氏名

印

私は、本書面に基つき事業者から指定障害福祉サービス生活介護事業所みゆき広場のサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所:

氏名:

印

代理人住所:

氏名:

印

続柄:

7. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1			1	サービス管理責任者兼務
サービス管理責任者	1名	1				1	管理者兼務
看護師	1名			1		1	
生活支援員	17名	9		7	1	15.1	事務員兼務
事務員	1名		1			0.2	生活支援員兼務
調理員	2名			2		1.0	

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系	
管理者	正規の勤務時間帯 (8:20~17:20)	常勤 (兼務: サービス管理責任者)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8:20~17:20)	常勤 (兼務: 管理者)
看護師	正規の勤務時間帯 (8:00~17:00)	非常勤
生活支援員	正規の勤務時間帯 (8:20~17:20)	常勤
	" (9:00~16:00)	非常勤 (兼務: 事務員)
	" (7:50~16:50)	非常勤
	" (8:00~16:00)	非常勤
事務員	正規の勤務時間帯 (8:20~17:20)	常勤 (兼務: 生活支援員)
調理員	正規の勤務時間帯 (9:00~16:00)	非常勤
	正規の勤務時間帯 (10:00~13:00)	非常勤

2024年5月9日現在

15. 利用料金についての補足説明

◎介護給付費対象サービスの料金は生活介護に要する費用の以下の算定方法の該当の単位数に10円を乗じ、9割が介護給付費の給付対象となります。このうち利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。なお、月ごとの利用者負担には上限があります。

1 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<生活介護に要する費用の額の算定方法>

○ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定【見直し】

基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。

別紙2

所要時間3時間未満の場合

- (一) 区分6・・・449単位
- (二) 区分5・・・333単位
- (三) 区分4・・・228単位
- (四) 区分3・・・204単位
- (五) 区分2以下・185単位

② 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 区分6・・・575単位
- (二) 区分5・・・427単位
- (三) 区分4・・・293単位
- (四) 区分3・・・262単位
- (五) 区分2以下・236単位

③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 区分6・・・690単位
- (二) 区分5・・・512単位
- (三) 区分4・・・351単位
- (四) 区分3・・・313単位
- (五) 区分2以下・284単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 区分6・・・805単位
- (二) 区分5・・・597単位
- (三) 区分4・・・409単位
- (四) 区分3・・・366単位
- (五) 区分2以下・332単位

⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 区分6・・・1,120単位
- (二) 区分5・・・833単位
- (三) 区分4・・・570単位
- (四) 区分3・・・510単位
- (五) 区分2以下 463単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- (一) 区分6・・・1,150単位
- (二) 区分5・・・854単位
- (三) 区分4・・・584単位
- (四) 区分3・・・523単位
- (五) 区分2以下・475単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- (一) 区分6・・・1,211単位

別紙2

- (二) 区分5・・・915単位
- (三) 区分4・・・646単位
- (四) 区分3・・・584単位
- (五) 区分2以下・536単位

○人員配置体制加算【見直し】

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

- I・人員配置体制加算(1.5:1) 利用定員が21人以上60人以下 263単位
 - II・人員配置体制加算(1.7:1) 利用定員が21人以上60人以下 212単位
 - III・人員配置体制加算(2:1) 利用定員が21人以上60人以下 136単位
 - IV・人員配置体制加算(2.5:1) 利用定員が21人以上60人以下 38単位
- 人員配置体制加算（I）は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置
人員配置体制加算（II）は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置
人員配置体制加算（III）は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置
人員配置体制加算（IV）は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

○福祉専門職員配置等加算

- (I) 福祉専門職員配置等加算 15単位

常勤職員のうち社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所

- (II) 福祉専門職員配置等加算 10単位

常勤職員のうち社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

- (III) 福祉専門職員配置等加算 6単位

常勤職員の割合が75%以上の事業所又は勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所が提供するサービスについて評価を行う。

※生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（I）又は（II）と福祉専門職員配置等加算（III）との併給を可能とする。

○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

視覚障害、聴覚障害及び言語機能障害のある者並びに知的障害も含めた重複障害者の支援体制の強化を図るため、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件を緩和する。
視覚障害者等の人数が30%以上の算定に当たり、重複障害のある者をダブルカウント。

○集中的支援加算【新設】

状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

イ 集中的支援加算（I） 1000単位/回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月

別紙2

に4回を限度として所定単位数を加算する。

○初期加算30単位

生活介護事業所において、生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する

○訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合280単位

継続して生活介護を利用する利用者について、連続した5日間、生活介護の利用がなかった場合において、生活介護従業者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問して生活介護事業所における利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の生活介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

○欠席時対応加算94単位

あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

○利用者負担上限額管理加算150単位

障害福祉サービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する

○食事提供体制加算【見直し】30単位

令和6年3月31日までの経過措置とされ1っていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村住民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

○延長支援加算【見直し】

別紙2

- (1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合 100単位/日
- (2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合 200単位/日
- (3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合 300単位/日
- (4) 所要時間12時間以上 400単位/日

* 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

○緊急時受入加算【新設】 100単位

平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

○開所時間減算

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の50%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

* 開所時間数は運営規程の営業時間(ただし、送迎のみを行う時間は含まない。)により認定し、個々の利用者の実利用時間数は問わない。

○短時間利用減算

所定単位数の70%を算定

* 利用時間が5時間未満(送迎のみを行う時間は含まない)の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

* 送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

○重度障害者支援加算

・ 重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする。

・ 利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

・ 強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合(当該障害者支援施設の施設入所支援の利用者以外の者が生活介護を利用している場合)であって、当該利用者の支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合についても加算の算定を可能とする。

イ、重度障害者支援加算(Ⅰ) 50単位/日

* 人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ、重度障害者支援加算(Ⅱ) 360単位/日

(一)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

別紙2

※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日

(二) (一)を満した上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(一)に加え+150単位/日

※個別支援を開始した日から180日以内は(一)※に加え+200単位/日

ハ、重度障害者支援加算(Ⅲ) 180単位/日

(一)生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日

(二) (一)を満した上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合(一)に加え+150単位/日

※個別支援を開始した日から180日以内は(一)※に加え+200単位/日

(注)ロ、ハの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

○リハビリテーション加算

イ、リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日

ロ、リハビリテーション加算(Ⅱ) 20単位/日

*頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算する。

《人員基準の見直し》

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実施計画を作成すること。

○送迎加算 21単位/回

1回(片道)の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定する

*生活介護の利用者で、障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が100分の60以上いる場合、さらに28単位/回を加算。

○処遇改善加算(～2024年5月31日)

(1) 処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき所定単位数×44/1000

障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様の(加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のⅠ・Ⅱ・Ⅲに適合し、かつ職場環境要件(平成27年4月以降実施する取組)を満たす)。

別紙2

(2) 処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき所定単位数×32/1000
障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様
(加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のⅠ・Ⅱに適合し、かつ職場環境要件(A27年4月以降実施する取組)を満たす)。

(3) 処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき所定単位数×18/1000
障害者自立支援対策臨時特例交付金による福祉・介護人材の処遇改善事業と基本的に同様
(加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のⅠかⅡのいずれかに適合しかつ職場環境要件を満たす)。

○特定処遇改善加算

サービス種類毎の加算率は、それぞれの勤続年数10年以上の介護福祉士等の数を反映しつつ、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多き事業所について更なる評価を行うため、福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階設定する。

(1) 特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき所定単位数×14/1000
(福祉専門職員配置等加算等を取得している事業所)

(2) 特定処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき所定単位数×13/1000
(福祉専門職員配置等加算等未取得している事業所)

○ベースアップ等支援加算 1月につき所定単位数×11/1000

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、障害福祉職員を対象に、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置。

○福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し】(2024年6月1日～)

新加算(Ⅰ-Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

・新加算Ⅰ 8.1%

新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。

* 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)

・新加算Ⅱ 8.0%

別紙2

新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。

* 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上

* 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）

・新加算Ⅲ 6.7%

新加算（Ⅳ）に加え、以下の内容の要件を満たすこと

* 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備

・新加算Ⅳ 5.5%

新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分

* 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）

* 賃金体系等の整備及び研修の実施等